全産廃連は第一次意見集約

来年度に向け、動きじわり

規制改革会議でも取り上げ

廃棄物処理法見直し

廃棄物処理法について、前回の大幅な改正法（2010年改正）の施行から5年が経過して見直しの時期を迎え、関係業界などでの議論が活発になってきた。環境省は今年度、法の施行状況を調査する。6月30日に閣議決定した規制改革実施計画では、廃棄物処理に関して10本の個別措置事項があがった。一方、（公社）全国産業廃棄物連合会の法制度対策委員会では7月8日の第2回会合で、5つの委員会と産廃協からあがった第一次の意見集約を行い、報告した。

大幅な改正法が施行されたのは11年4月1日。現行の法施行にあたって、5年が経過した時点で必要な見直しを行うこととされた。環境省は今年度、見直しの検討のため、法の施行状況を調査することとしている。

法改正の意見集約や作業とは直接関係ないが、6月30日に内閣府で閣議決定された規制改革実施計画も、投資促進等分野（7項目）の1つとして、「廃棄物等の処理促進に資する環境関連規制の見直し」を取り上げた。

この中で、▽店頭回収されたペットボトル等の再生利用の促進（廃棄物処理法上の法的取扱いの明確化、再生利用促進指定制度の活用推進、一般指定制度の活用）▽企業グループにおける産業廃棄物のあり方の見直し▽土壌汚染対策法の見直し（国際制度比較調査の実施、形質変更時の届出要件の見直し、自然由来物質に係る規制の見直し）、県外産業廃棄物流入規制の見直し、廃棄物処理法の実地確認に係る運用の統一、産業廃棄物収集運搬業許可に係る申請書類様式の統一化の10項目をあげている。このうち、企業グループにおける産業廃棄物のあり方に関しては、実施時期として「10年改正廃棄物処理法に基づく施行5年後の見直しに合わせて措置」することとされている。実地確認に係る運用の統一と産廃収運業許可に係る申請書類様式の統一化などは「15年度措置」とされている。

7月13日には、14年度に規制改革会議宛てに提出された廃棄物処理法見直しにも絡む（一社）日本経団連からの提案について、環境省による検討結果をまとめて公表したが、「自ら処理のための産業廃棄物処理施設設置許可に係る軽微変更届出事項の緩和」「廃棄物処理法の実地確認方法の統一」などについては「対応不可」との判断がなされた。

一方、（公社）全国産業廃棄物連合会（石井邦夫会長）の法制度対策委員会（永井良一委員長）は、7月8日に都内で第2回会合を開き、各県の産廃協と連合会の5つの部会（収集運搬、中間処理、最終処分、医療廃棄物、建設廃棄物）を通じて第一弾となる意見集約を行い、その報告を行った。

相当な分量の意見が寄せられており、対策委員会で寄せられた意見を整理し、連合会としての意見書を取りまとめる議論を開始している。

有力な産業廃棄物処理業者の間では、「いわゆるグレーゾーンの解消など、変えてもらいたい部分は多い。今後の議論に注目したい」という意見もあがっている。

規制改革実施計画における「廃棄物等の処理促進に資する環境関連規制の見直し」からの主な廃棄物処理法関連事項

（編集部抜粋。所管省庁はいずれも環境省）

事項名	規制改革の内容	実施時期
店頭回収されたペットボトル等の再生利用の促進①（廃棄物処理法上の法的取扱いの明確化）	店頭回収されたペットボトル等の廃棄物処理法上の法的取扱いの明確化や都道府県等に対する通知の発出等について検討し、結論を得る。	2015年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置
企業グループにおける産業廃棄物の在り方の見直し	企業グループ内における産業廃棄物処理の在り方について、事業者の現状およびニーズを明確化した上で、近年の企業の経営環境を踏まえた効率的かつ環境上適正な産業廃棄物の処理を推進する観点から、排出事業者責任の共有の在り方を含め、適切な産業廃棄物処理を担保する制度につき検討し、結論を得た上で、必要な措置を講じる。	2010年改正廃棄物処理法附則に基づく施行5年後の見直しに合せて措置
県外産業廃棄物流入規制の見直し	都道府県等による産業廃棄物の流入規制について実態調査を行う。加えて、廃棄物処理法の趣旨・目的を越えて定められた運用について、必要な見直しを行い適切に対応するよう、都道府県等に対して、通知や各種会議等を通じて周知徹底する。	2015年度以降順次措置
廃棄物処理法の実地確認による運用の統一	廃棄物処理法上の実地確認について、優良認定事業者に処理を委託する際、産業廃棄物の処理状況や、事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する情報が公表されている場合には、産業廃棄物の処理状況の確認を当該公開情報等により間接的に行う方法も考えられることについて、都道府県等に対して、各種会議等を通じて周知徹底する。	2015年度措置

平成27年7月20日
週間循環経済新聞